

2 総合対策外来種（アライグマ）

(1) アライグマの特徴、定着段階等の現況

アライグマは、北米原産で、1970年代にテレビ等の影響でペットとして人気となり、大量に輸入された。しかし、成長すると粗暴になる個体が多く飼育が難しいことから、野外に遺棄されるなどして全国各地で定着が進んだ。雑食性のため捕食対象が幅広く、固有在来種の捕食が報告されているほか、トウモロコシ、メロン、スイカ、イチゴなどの野菜・果樹や家畜飼料等への食害など農林水産業に深刻な影響を与えている。また、狂犬病に罹患している可能性や、アライグマ回虫（人獣共通感染症）が寄生している可能性など公衆衛生面での危険性もある。

図 2-(1)-① アライグマ写真



出典：環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/asimg.html>)

このため、平成17年6月の第一次指定で特定外来生物に指定されており、主務大臣は、農林水産大臣及び環境大臣である。また、生態系被害防止外来種リストによれば、アライグマは、生態系に係る潜在的な影響・被害が特に甚大であり、また、人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対し甚大な被害を及ぼす等（注1）として総合的に対策が必要な外来種（総合対策外来種）のうちの「緊急対策外来種」とされ、定着段階は「分布拡大期～まん延期」にあるとされている。

行動計画では、アライグマを優先的に防除を進めるべき外来種（注2）に位置付け、国が効果的、効率的な防除手法の開発やモデル地域における防除体制の確立（注3）などを行い、成果をマニュアルとして取りまとめ、共有することで、地方公共団体や民間団体等各主体の防除を支援していくとされている。また、それに加えて、分布拡大を防止するため、分布情報の把握及び分布拡大地域への迅速な情報提供を行う体制を構築すること、また、侵入初期の効果的、効率的な防除の実施のための地域における体制構築を促すこと等が、環境省の行うこととして盛り込まれている。

（注1）公衆衛生面の論点もあることから、アライグマ対策については保健所等の関係部門の連携に

も留意する必要があるという特徴がある。

(注 2)「優先的に防除を進めるべき外来種」とは、全国に広く分布している、又は今後分布を拡げる可能性が高い外来種で、生態系被害や農林水産業被害等をもたらしており、対策の実行可能性・実効性・効率性が認められるものを指す。

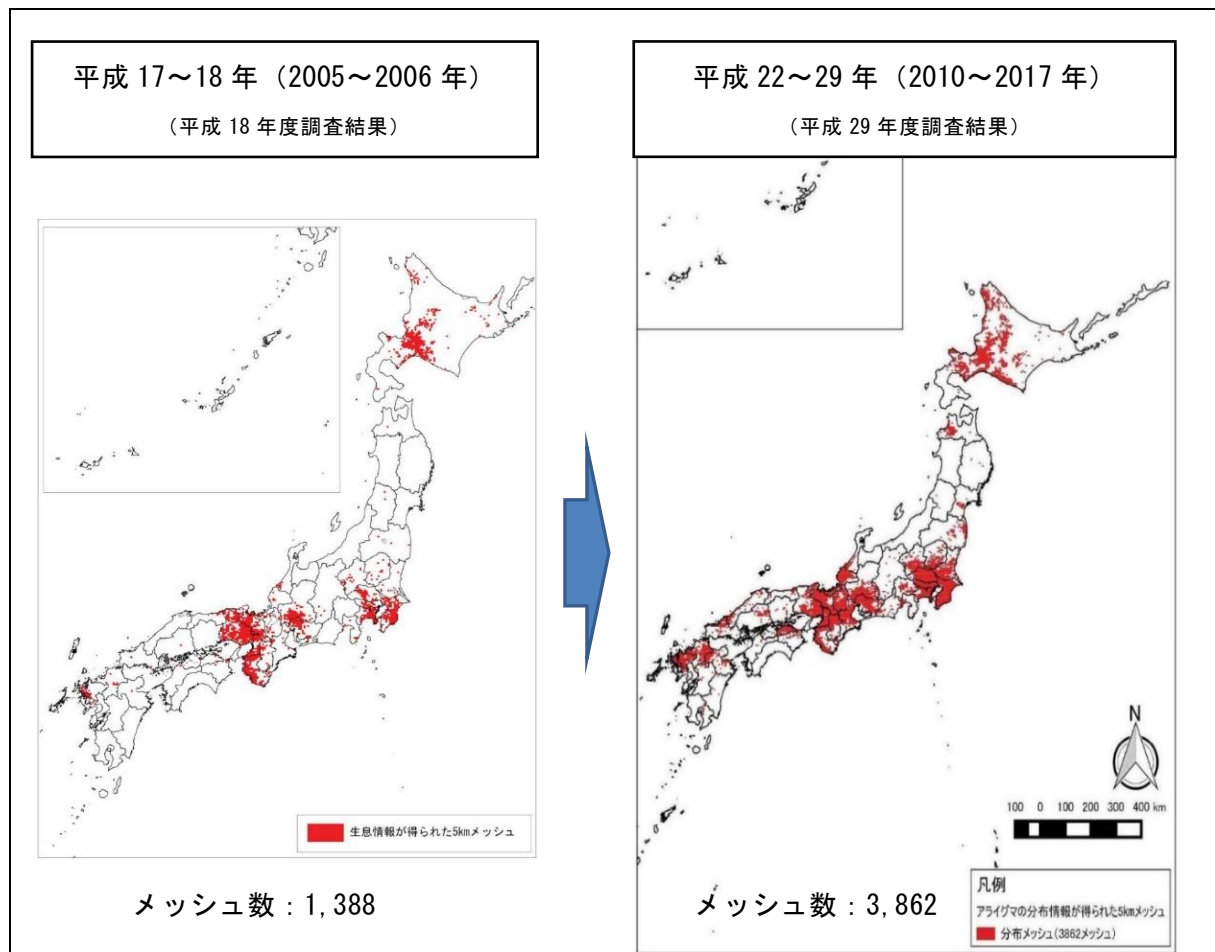
(注 3) 環境省は、全国 7 地域を対象にアライグマの防除手法の検討等を行うモデル事業を実施し、その結果を踏まえ、平成 23 年 3 月に「アライグマ防除の手引き（計画的な防除の進め方）」(以下「防除マニュアル」という。)を作成した。

(2) 環境省の取組と成果

行動計画に基づき、環境省は、平成 22 年度から 29 年度までにかけてアライグマの生息分布調査を実施し、その結果を踏まえ、全国を 5 kmメッシュに区分して生息分布を表示した図を作成し、30 年 8 月に「平成 29 年度要注意鳥獣（クマ等）生息分布調査報告書」（平成 30 年 3 月環境省自然環境局生物多様性センター）を公表した。また、同省は、この 5km メッシュ図をまとめたパンフレットを作成し、同年 9 月に全都道府県及び市町村に情報提供を行った。

上記の生息分布調査の結果によると、図 2-(2)-①のとおり、平成 17 年度から 18 年度にかけて実施した調査結果と比較して、アライグマの生息が確認された都道府県は 35 から 44 に増加しており、生息分布域（メッシュ数）も 1,388 から 3,862 と約 2.8 倍に拡大している。

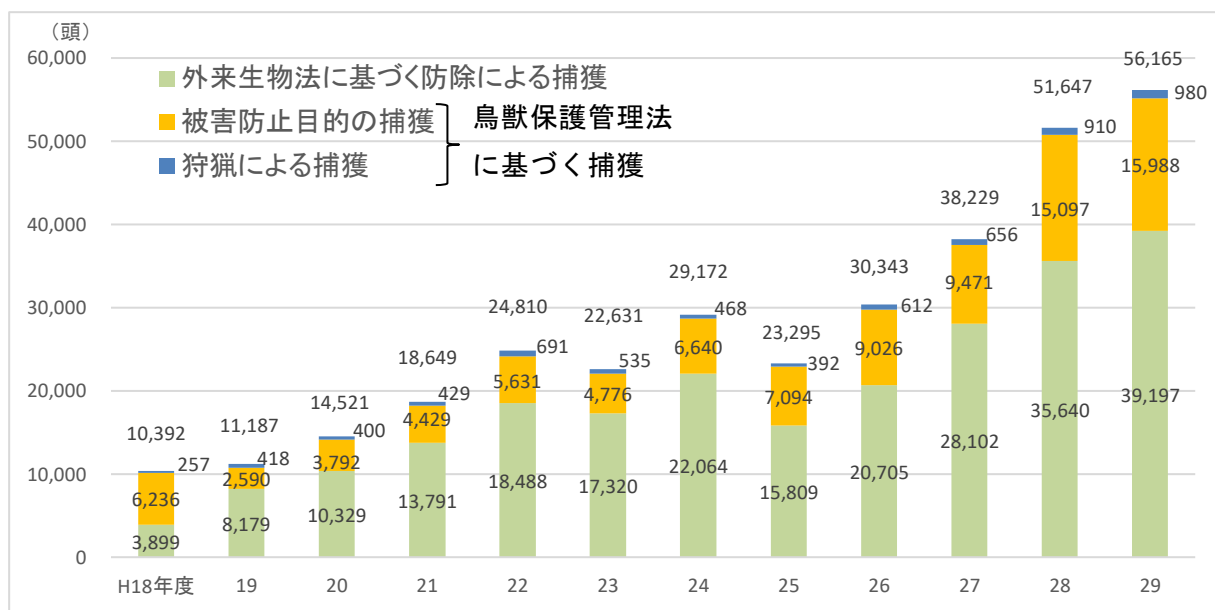
図 2-(2)-① アライグマの生息分布域の拡大状況



（注）「平成 18 年度自然環境保全基礎調査 種の多様性調査（アライグマ生息情報収集）業務報告書」（平成 19 年 3 月環境省自然環境局生物多様性センター）及び「平成 29 年度要注意鳥獣（クマ等）生息分布調査報告書」（平成 30 年 3 月環境省自然環境局生物多様性センター）に基づき、当省で作成した。

また、アライグマの全国の捕獲頭数については、図 2-(2)-②のとおり、平成 18 年度には約 1.0 万頭であったものが 29 年度には約 5.6 万頭に増加している。

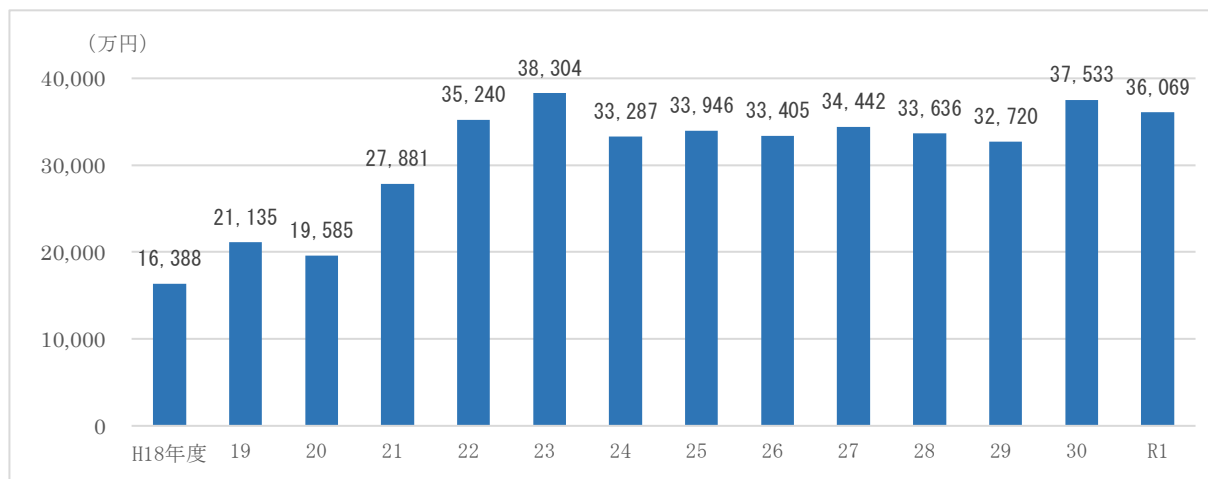
図 2-(2)-② アライグマの全国の捕獲頭数の推移（平成 18～29 年度）



(注) 1 「鳥獣関係統計」（環境省）に基づき、当省が作成した。
 2 「捕獲頭数」は、外来生物法に基づく防除による捕獲並びに鳥獣保護管理法に基づく被害防止目的の捕獲及び狩猟による捕獲の合計数である。

アライグマによる全国の農作物被害額は、図 2-(2)-③のとおり、令和元年度には 3 億 6,069 万円に達している。平成 18 年度以降の推移をみると、18 年度（約 1.6 億円）から 22 年度（約 3.5 億円）までに倍増し、以降、毎年 3 億円台が続いている。

図 2-(2)-③ アライグマによる全国の農作物被害額の推移（平成 18～令和元年度）



(注) 「全国の野生鳥獣による農作物被害状況について」（農林水産省）に基づき、当省が作成した。

以上から、取組の成果を概観すれば、「アライグマ捕獲頭数は着実に増えており、その意味で『防除』の『除』は成果を上げているが、それによる被害の縮減にまではつながっておらず、分布の拡大を抑えることもできていな

い。」という評価が可能である。

我が国の自然の中で生き抜き、分布も拡大しつつあるという生物について、生息数を減らし、最終的には生態系その他に被害が生じないようにすることが簡単ではないことは容易に理解できる。しかし、上記のような評価の叙述において、アライグマ対策が現状の問題点を克服し、改善への知見が得られるわけではない。

行動計画で、国は、優先的に防除を進めるべき外来種について、①防除手法の開発や②モデル地域における防除体制の確立、③マニュアルの作成等を行って、情報を提供することにより、地方公共団体や民間団体等各主体の防除を「支援」することとしている。この方針の選択はとてよく理解できるが、そうだとすると、今回の調査において、実務には考慮すべき二つの課題があるように考えられた。一つは実際に現場で防除に取り組んでいる地方公共団体への生息分布情報の提供の在り方であり、もう一つは外来生物法と鳥獣保護管理法という二つの制度に基づいて行われている実際の取組に関する評価情報の提供に係る検討である。以下詳述する。

(3) 環境省の生息分布調査の活用状況等

ア 上記(2)の環境省のアライグマの生息分布調査結果について、分布拡大防止の最前線に立つ地方公共団体における活用が想定されていると考えられる。そこで、令和元年8月末現在の活用状況をみると、調査対象30地方公共団体(注4)のうち、当該調査結果を活用したとしているものは1地方公共団体にとどまり、活用していないとしているものが12地方公共団体、承知していないとしているものが17地方公共団体となっていた。また、当該調査結果を活用していた1地方公共団体を除く29地方公共団体に対し、改めて当該調査結果を閲覧した上での意見を求めたところ、全国の分布状況を把握することができる点を評価する意見がある一方、5kmメッシュではおおよその位置しか把握することができず、生息密度が分からないため、地方公共団体においては活用が進まないのではないかといった意見もみられた。

(注4) 本項目(第3の2)では、「平成29年度要注意鳥獣(クマ等)生息分布調査報告書」において、アライグマの生息が確認されている地方公共団体のうち、30地方公共団体(10都道府県、20市町村)を調査対象とした。

イ アライグマの捕獲は、外来生物法に基づく場合と、鳥獣保護管理法に基づく場合がある(詳細は、2(4)ア参照)。環境省は、それぞれについて、地方環境事務所等と都道府県を通じて全国の捕獲頭数を毎年度把握し、その結果を「鳥獣関係統計」として公表している。しかし、環境省が公表している数値は、令和3年12月末現在で、平成29年度実績が最新となって

いる上に、都道府県単位の情報となっている。

他方、調査対象とした市町村からは、「他市町村における外来生物法に基づく捕獲頭数が分からないため、予算要求に際して、他市町村の取組と比較した説明が財政当局に対してできないので、環境省から市町村単位の情報を示してほしい」との意見があった。捕獲等の防除活動を実施する市町村においては、防除計画の策定や見直し、予算を組む等の準備が必要である。アライグマの分布は、市町村の行政区割りとは関係がないが、これらの具体的な準備のためには、当該市町村と隣接する市町村を含む近隣地域全体の捕獲頭数の情報が役に立つと考えられることから、このようなニーズは理解できる。

実際、調査対象とした都道府県の中には、上記のニーズに応える取組を行っているところも見受けられる。当該都道府県では、管内の各市町村における捕獲頭数の情報について、外来生物法に基づく捕獲頭数を含めて毎年度集約し、全市町村の情報をフィードバックしている。

(4) 地方公共団体による捕獲の取組

ア アライグマによる被害を防止するため、地方公共団体や民間団体等がアライグマを捕獲する場合、外来生物法に基づく防除と鳥獣保護管理法に基づく被害防止目的の捕獲のいずれの仕組みも活用することができる。両者の特徴は、表 2-(4)-①のとおりである。

表 2-(4)-① 外来生物法に基づく防除と鳥獣保護管理法に基づく捕獲の特徴

区 分	外来生物法に基づく防除による捕獲	鳥獣保護管理法に基づく被害防止目的の捕獲
目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体、農林水産業に係る被害防止 ・ 被害未発生時の予防的捕獲、生態系からの完全排除も含んだ計画的な防除が可能 	野生鳥獣による生活環境、農林水産業、生態系に係る被害防止等(予察捕獲(注2)により、外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な被害防止を目的とした捕獲も可能)
狩猟免許非所持者の扱い	適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者は、わなの設置から捕獲、運搬までの一連の作業が可能	小型の箱わな等を用いて自宅の敷地内や農林業者が自らの事業地内などで鳥獣を捕獲する場合は、狩猟免許非所持者も許可対象とすることができる。
期間・捕獲数量	複数年の計画期間で、捕獲数量の上限なし	最長で1年以内の捕獲期間で、捕獲数量を決めて許可申請
捕獲個体の取扱い	特定外来生物を防除に必要な範囲で生きたまま移動させること(処分場への運搬等)ができる。	特定外来生物を処分のため一時的に保管又は運搬することができる。
手 続	・ 地方公共団体が、外来生物法に基づく防除を行う場合、地方環	被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者が捕獲

	<p>境事務所長及び地方農政局長（北海道は農林水産大臣、沖縄県は沖縄総合事務局長）に対し、防除実施計画書とともに申請を行い、確認を受ける必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、民間団体等が防除の認定を受ける場合も、同様の手順 	<p>を行う場合、許可権者（都道府県知事（一部は市町村長へ移譲）又は地方環境事務所長）に捕獲許可申請を行い、許可を受ける必要</p>
--	---	--

- (注) 1 環境省資料に基づき、当省が作成した。
- 2 「予察捕獲」とは、被害防止目的の捕獲のうち、常時捕獲を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められ、被害のおそれがある場合に、事前に捕獲数等の計画を策定することで該当種を一定数捕獲することをいう。
- 3 アライグマは鳥獣保護管理法上の狩猟獣に指定されているが、図 2-(2)-③のとおり、狩猟による捕獲数は多くないため、本表では取り上げていない。

なお、捕獲作業に必要なわなの購入等の経費については、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく被害防止計画を地方公共団体が作成し、アライグマを対象鳥獣として定めた場合、特別交付税や補助事業による財政支援を受けることができる。

イ 今回、調査対象 20 市町村におけるアライグマの生息状況を、上記 (2) の環境省が公表しているアライグマの生息分布調査の結果を基に当該市町村の属する都道府県別の定着段階（注 5）に当てはめてみたところ、「侵入初期段階」にあると考えられるものは 9 市町村、「定着・分布拡大段階」にあると考えられるものは 11 市町村となった。

(注 5) 行動計画によれば、外来種対策では、対象種の定着段階によって効果のある対策が異なるため、定着段階を考慮した対応が求められているが、アライグマの生息状況を定着段階別に分類するための区分や定義は必ずしも明確となっていない。

このため、本政策評価においては、調査対象市町村について、防除マニュアルを参考に、上記 (2) の環境省が公表しているアライグマの生息分布調査の結果に基づき、図 2-(2)-①の平成 29 年度調査結果のみで生息が確認されているものについては「侵入初期段階」、18 年度調査結果と 29 年度調査結果を比較した場合に、双方で生息が確認されているもの又は生息分布域が拡大しているものについては「定着・分布拡大段階」として便宜整理した。

20 市町村における平成 25 年 4 月から令和元年 8 月までのアライグマ対策に係る取組状況と担当者の意見についてみると、以下のとおりである。

(ア) 「侵入初期段階」にあると考えられる 9 市町村

9 市町村における防除の取組状況をみると、表 2-(4)-②のとおり、外来生物法に基づく防除による捕獲を行っていたものが 5 市町村、鳥獣保護管理法に基づく被害防止目的の捕獲を行っていたものが 8 市町

村みられ、いずれの市町村においても、いずれかの仕組みを活用してアライグマの防除を行っていた。また、当該9市町村のうち、アライグマを対象鳥獣とし、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成していたものが7市町村、箱わなの貸出しを行っていたものが5市町村あった。

行動計画や防除マニュアルでは、将来的な被害の拡大と防除費用の増大を考慮すると、侵入初期において徹底した防除により地域から完全に排除することが最も効果的・効率的とされている（注6）。侵入初期に当たる市町村がこれに沿って捕獲等に取り組むこととすれば、アライグマの生息状況の把握と早期防除が望ましいことになる。

（注6）アライグマは年1回繁殖し、平均で3、4頭出産すると言われている。防除マニュアルで紹介されている、兵庫県が実施したアライグマの生息頭数予測変化によると、ある地域のアライグマの生息数を100頭と仮定し、そのほか一定の条件の下で、全く捕獲を行わない場合、生息数は6年後に約5倍、10年後に約50倍になるとされている。

表 2-(4)-② 9市町村におけるアライグマの防除の取組状況

区 分	調査対象数	外来生物法に基づく防除			被害防 止目的 の捕獲	被害防 止計画 の作成	箱わな の貸出 し
		防除の 確認	捕獲	講習会 の開催			
市町村数	9	7	5(4)	4	8	7	5

（注）1 当省の調査結果による。

- 2 「防除の確認」については、市町村が取得しているものだけでなく、都道府県が取得し、市町村職員が防除従事者として登録されているものを含めている。
- 3 外来生物法に基づく防除による「捕獲」及び鳥獣保護管理法に基づく「被害防止目的の捕獲」については、捕獲実績があったか否かにかかわらず、実際に防除の取組を行っているものについて集計した。また、「捕獲」の（ ）内は、鳥獣保護管理法に基づく被害防止目的の捕獲を行っている市町村の数を示す。
- 4 「講習会の開催」は、狩猟免許所持者以外の防除従事者の育成・確保を目的とした捕獲技術等の講習会などを指す。

そこで、まず、9市町村における令和元年8月末現在のアライグマの生息状況の把握状況についてみたところ、2市町村では、生息状況の把握のための特別な取組をしていなかったが、残りの7市町村は、捕獲情報や目撃情報等を基に生息状況を把握していた。

特段の把握のための取組をしていない2市町村の担当者に理由を尋ねたところ、「アライグマによる被害が深刻ではなく、住民から被害情報が寄せられてもアライグマかどうか判別できないため、ハクビシンと区別していない」等の意見がみられた。

把握をしている 7 市町村をみても、うち 5 市町村の担当者は、把握が十分でなく対策も限定的である旨を述べている。具体的には、「アライグマによる被害は顕在化しておらず、定着段階も判断できないため、箱わなの貸出しなど限定的な対策しかできていない」、「市全体ではアライグマの生息数が増加している可能性が高く、防除の取組による効果の発現は不十分」、「山間部とその周辺地区でアライグマの捕獲頭数が増えており、市だけでなく広域的な対応が必要と感じているなど、従来の対策だけでは、効果の発現は不十分」などの意見がみられた。「アライグマは市町村や都府県の境界をまたいで移動することから、市町村が単独で対策を実施しても効果は限られるため、国や都道府県が広域的な対策を主導してほしい」といった意見を述べる担当者もいた。

(イ) 「定着・分布拡大段階」にあると考えられる 11 市町村

11 市町村における防除の取組状況をみると、表 2-(4)-③のとおり、外来生物法に基づく防除による捕獲や鳥獣保護管理法に基づく被害防止目的の捕獲を行っていたものがそれぞれ 7 市町村みられ、いずれの市町村においても、いずれかの仕組みを活用してアライグマの防除を行っていた。また、当該 11 市町村のうち、アライグマを対象鳥獣とし、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成していたものが 10 市町村、箱わなの貸出しを行っていたものが 9 市町村あった。

表 2-(4)-③ 11 市町村におけるアライグマの防除の取組状況

区 分	調査対象数	外来生物法に基づく防除			被害防 止目的 の捕獲	被害防 止計画 の作成	箱わな の貸出 し
		防除の 確認	捕獲	講習会 の開催			
市町村数	11	10	7(3)	5	7	10	9

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「防除の確認」については、市町村が取得しているものだけでなく、都道府県が取得し、市町村職員が防除従事者として登録されているものを含めている。

3 外来生物法に基づく防除による「捕獲」及び鳥獣保護管理法に基づく「被害防止目的の捕獲」については、捕獲実績があったか否かにかかわらず、実際に防除の取組を行っているものについて集計した。また、「捕獲」の()内は、鳥獣保護管理法に基づく被害防止目的の捕獲を行っている市町村の数を示す。

4 「講習会の開催」は、狩猟免許所持者以外の防除従事者の育成・確保を目的とした捕獲技術等の講習会などを指す。

行動計画や防除マニュアルでは、既に定着している地域においては、当面は根絶の実現性は低いため、分布域の拡大阻止（封じ込め）や生息数の低減を図ることとされている。

アライグマの生息数を減少させるためには、毎年、増加する個体数を上回る捕獲が必要である(注7)。そのためには、これまでの捕獲実績や生息状況等を踏まえ、捕獲頭数など具体的な防除の目標を設定して取り組むことが重要と考えられる。

そこで、11市町村の平成30年度における防除の目標の設定状況をみたところ、4市町村では、「数値目標の根拠となるアライグマの生息数を把握できておらず、何頭捕獲すれば効果的なのかが判断できない」、「数値目標を設定したとしても、捕獲頭数の把握だけでは目標を達成できたか否かが判断できないため、防除の取組の評価が難しい」等の理由から、捕獲頭数の目標を設定していなかった。特に、当該4市町村のうち1市町村では、アライグマの捕獲情報等を収集・記録していたものの、これらのデータを活用した分析評価(例えば、生息分布を地図化するなど)や当該評価結果を踏まえた取組を実施していなかった。

なお、当該市町村では、捕獲頭数が平成25年度の5頭から30年度には115頭へと急増しており、アライグマの定着が進んでいることがうかがわれた。

残りの7市町村では、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画において、捕獲頭数の目標を設定していた。当該目標数値は、過去の捕獲実績を基に設定されており、年間で20頭から300頭と市町村間で幅がある。捕獲実績では、目標を達成していたのは3市町村、未達成は4市町村である。目標達成のうち2市町村では、平成28年度から30年度までの3か年度にわたり目標を上回る捕獲を行っているが、農作物被害額は低減していない。

目標数値が過去の捕獲実績を基にしている限り、生息数の増減との関係は薄いと言わざるを得ず、生息数や被害の低減につながらないとしても不思議ではない。しかし、市町村には、自らの過去の捕獲実績のほかには国からは上記(3)イで述べた限られた情報しか提供されていないので、現在のような対応となるのはやむを得ない。

(注7) 前出の兵庫県が実施したアライグマの生息頭数予測変化によると、ある地域のアライグマの生息数を100頭と仮定し、そのほか一定の条件の下で、毎年一定量を捕獲した場合、生息数の40%程度の捕獲数では生息数の増加を抑制することができず、50%以上を毎年捕獲した場合は、生息数が減少するとされている。したがって、捕獲を行っても効果が上がらない場合は、捕獲数が足りないと考えられることから、十分な捕獲数を確保していくことが重要となる。

以上のことから、環境省は、地方公共団体において捕獲等の防除活動が効果的に実施できるよう、各地域におけるアライグマの生息分布状況など必要な情報の提供について、現在の取組の検証や評価を行った上で、その在り

方について検討することが必要と考える。

(5) 外来生物法と鳥獣保護管理法を相互に活用した取組

行動計画や防除マニュアルでは、既にアライグマが定着している地域において、分布域の拡大阻止や生息数の低密度化を図るためには、防除従事者を増やし、わなによる捕獲圧を強化することが重要とされている。

外来生物法に基づく防除では、鳥獣保護管理法に基づく捕獲と異なり、狩猟免許を持たない者でも簡便に捕獲活動に参加できる。アライグマをこれにより捕獲しようとする場合には、防除の確認（注8）を受け、捕獲技術等の講習会を開催することなどにより、防除従事者（注9）の育成・確保に努めることができる。

（注8）市町村は、外来生物法第18条第1項に基づく防除の確認を受けてアライグマの防除を行うために、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成17年農林水産省・環境省令第2号）第23条及び「アライグマの防除に関する件」（平成17年農林水産省・環境省告示第9号）に基づき、確認の申請書とともに、防除の内容、防除の目標、防除の従事者に関する事項等を具体的に定めた防除実施計画書を主務大臣（地方環境事務所長及び地方農政局長等に権限が委任）に提出し、主務大臣の確認を受ける必要がある。

（注9）外来生物法に基づく防除の確認を受けた市町村では、捕獲技術等の講習会を受講するなどして適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者については、狩猟免許を受けていなくても、防除従事者に含むことができる（表2-(4)-①「狩猟免許非所持者の扱い」欄参照）。また、当該防除従事者は、わなの設置から捕獲、運搬までの一連の作業を行うことが可能になる。

行動計画や防除マニュアルにある「既に定着している地域」については、少なくとも上記(4)イ(イ)で「定着・分布拡大段階」にあると考えられるとした11市町村が当てはまると考えられる。そこで、当該11市町村について、外来生物法に基づく防除の確認の取得状況をみてみた。

その結果、令和元年8月末現在、1市町村では防除の確認を受けていなかった。その理由について、当該市町村の担当者は、野生鳥獣の駆除を求める住民にとっては、アライグマのみが防除対象とは限らず、在来種のイタチや外来種のハクビシンといった被害を及ぼすおそれのある鳥獣にも幅広く対応するためには、鳥獣保護管理法に基づく捕獲の方が対応しやすいためと説明している。

残りの10市町村では、いずれも防除の確認を受けていた。しかし、そのうち3市町村では、「アライグマ以外の鳥獣についても被害防止目的の捕獲を行っているため、外来生物法に基づく防除のみでは対応できない」、「アライグマによる被害は、ハクビシンによるものと判別が難しく、両方を捕獲しようすると被害防止目的の捕獲に頼らざるを得ない」（注10）などとして、

外来生物法に基づく防除を行っていなかった。

また、外来生物法に基づく防除による捕獲を行っている7市町村であっても、防除従事者を増やす捕獲技術等の講習会の開催状況をみると、講習会を開催していないものが2市町村あった。

今回調査対象とした市町村の取組を総じて言えば、アライグマについては、農林水産業に対する被害に焦点があり、外来生物法のほか、いわゆる被害防止目的の鳥獣対策の一環として鳥獣保護管理法に基づく捕獲の仕組みが活用されていたと言える（注10）。

外来生物対策としてのアライグマへの取組においては、その「優先的な防除」が実現すれば、捕獲の根拠法が何であるかを問うものではないとも考えられる。「アライグマの防除」という目的のために二つの仕組みが用意されている現状を踏まえれば、それぞれの効果、メリット・デメリットなどを整理して、評価し、二つの仕組みが相互に補い合い、防除の取組がより効果的に行われるよう、総合的な取組の方針を市町村に示すなど、実務における適切な手段の選択を支援する取組が有用であり検討すべきであると考えられる。

（注10） 外来生物法に基づく防除の仕組みでは、箱わな等に在来の鳥獣がかかった場合（錯誤捕獲）に放出しなければならず、在来の鳥獣を捕獲することができない。このため、外来種や在来種にかかわらず、農林水産業の被害を防止する観点から対策を実施する必要のある市町村では、鳥獣保護管理法に基づく捕獲の仕組みを活用してアライグマを含む被害防止目的の捕獲を実施している。

なお、このようなアプローチは、アライグマに限らず、外来生物法と鳥獣保護管理法の適用を受ける全ての外来種についての先例となり得ることを付言する。